

秋田市公共基準点復元測量作業実施要領

〔平成 19 年 9 月 27 日〕
市 長 決 裁

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 公共基準点の位置復元の方法を規定することにより、その規格の統一を図るとともに、復元作業関連資料の標準化および必要な精度を確保することを目的とする。

(公共基準点の復元)

第 2 条 公共基準点の復元とは、工事施行等によりき損・亡失の恐れのある街区三角点および街区多角点を維持管理するための引照点設置および復元することをいう。

第 2 章 復元作業

(位置復元の方法)

第 3 条 公共基準点の位置復元は、次の方法により行うものとする。

- (1) 構造物引照法
- (2) 水系法 (X 型、V 型、T 型)
- (3) レーザー法 (X 型、V 型、T 型)
- (4) TS 法 (X 型、V 型、T 型)
- (5) 放射法
- (6) 標高の保全・復元

2 引照点の設置を伴わない公共基準点の位置復元作業にあってはそれぞれの復元作業の内容に準じて行う。

(工程別作業区分及び順序)

第4条 公共基準点の位置復元における工程別作業区分および順序は次のとおりとする。

(1) 作業計画

(2) 選点

(3) 引照点等の設置および公共基準点の復元

(作業計画)

第5条 作業計画は、現地において公共基準点の設置状況を調査し、位置復元の方法を選定する。

(選点)

第6条 選点は、現地において引照点等又は構造物引照法に用いる構造物の位置を選定する。

(引照点の設置及び公共基準点の復元)

第7条 引照点の設置は、公共基準点と引照点の水平角観測および距離測定又は構造物引照法に用いる構造物までの距離測定等を行う作業をいう。

2 公共基準点の復元は、施工後に引照点の設置で得られた成果等を使用して公共基準点を復元する作業をいう。

(位置復元作業に使用する機器等)

第8条 位置復元作業に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものとする。

光波測距儀 (2級短距離型) 相当	「測量機器級別性能分類表」に 準じる	X型、V型、T型、 放射法
3級レベル相当		標高の保全・復元

レーザー基準出し器	縦ライン※精度±1mm/10m	X型、V型、T型
鋼巻尺	JIS 1級	構造物引照法
水糸	φ0.5mm又はφ0.8mm	X型、V型、T型

※ 縦ライン：基準器によるレーザー光（仰角約70°～俯角約70°）の照射ラインを指す。

機 器	性 能	摘 要
2級トータルステーション相当	「測量機器級別性能分類表」に準じる	X型、V型、T型、放射法
2級セオドライト相当		

（機器の点検・調整）

第9条 引照点の設置および公共基準点の復元に使用する機器は、適宜、点検および調整を行うものとする。

（観測の実施）

第10条 観測は、次の定めるところにより実施するものとする。

(1) TSによる観測

ア． 水平角観測は、方向観測法により、所定の水平目盛で所定の対回数をを行うものとする。

イ． 鉛直角観測は、所定の対回数をを行うものとする。

ウ． 距離測定は、所定のセット数をを行うものとする。

(2) 高低差の観測

直接水準測量により行うものとする。ただし、地形、その他の状況により間接水準測量を併用することができる。

（観測の手順）

第11条 観測の手順は、第3条（位置復元の方法）の各方法により実施するものとする。

(位置復元資料の整理)

第 12 条 作業が終了したときは、遅滞なく、復元作業に関する資料を整理するものとする。

附則 この要領は平成 19 年 10 月 1 日より施行する。